

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
- 土地改良区の役員の退任 ( )
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (四件) ( )
- 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)
- ◇ 公 告 平成九年度屋外広告物講習会の開催 (都市計画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三十一号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条  
第十七項の規定により告示する。

平成十年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 古村 文 孝 西伯郡名和町大字押平一五四一
  - 齋 藤 操 西伯郡名和町大字高田四五四
  - 勝 部 章 西伯郡名和町大字大塚一〇七五
  - 杉 原 秀 延 西伯郡名和町大字富長四八八一〇
  - 桑 本 享 西伯郡名和町大字富長六六九
  - 國 谷 進 西伯郡名和町大字富長八一六
  - 谷 田 栄 司 西伯郡名和町大字押平六九七
  - 野 阪 範 男 西伯郡名和町大字茶畑二二八
  - 桑 本 茂 幸 西伯郡名和町大字高田六二八
  - 森 續 忠 市 西伯郡名和町大字高田一六〇
  - 権 田 茂 西伯郡名和町大字高田一〇九四
  - 西 山 萬 次 郎 西伯郡名和町大字押平二〇一五
  - 権 田 幸 吉 西伯郡名和町大字押平二〇八一
  - 中 上 和 治 西伯郡名和町大字高田一一二一三
  - 中 原 勉 西伯郡名和町大字押平五四〇
  - 遠 藤 篤 夫 西伯郡名和町大字大塚五九九
  - 角 田 榮 一 西伯郡名和町大字大塚四五九
  - 明 田 良 雄 西伯郡名和町大字大塚八一〇
  - 監 事 杉 原 尚 禮 西伯郡名和町大字富長七一
  - 中 原 博 文 西伯郡名和町大字高田五九七一
  - 古 村 栄 市 西伯郡名和町大字押平一五六
- 平成十年一月十一日退任

### 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 古村 文 孝 西伯郡名和町大字押平一五四一
- 齋 藤 操 西伯郡名和町大字高田四五四

〃	杉原秀延	西伯郡名和町大字富長四八八―一〇
〃	桑本 享	西伯郡名和町大字富長六六九
〃	野阪範男	西伯郡名和町大字茶畑二二八
〃	森 續忠市	西伯郡名和町大字高田一六〇
〃	権田 茂	西伯郡名和町大字高田一〇九四
〃	西山 萬次郎	西伯郡名和町大字押平二一〇―五
〃	権田 幸吉	西伯郡名和町大字押平二〇八―一
〃	中上和治	西伯郡名和町大字高田一一二―三三
〃	戸野 實	西伯郡名和町大字富長八〇九
〃	野口陸雄	西伯郡名和町大字押平七〇四
〃	齋藤伸一	西伯郡名和町大字高田六一四
〃	中原正博	西伯郡名和町大字押平四一三
〃	中原紀行	西伯郡名和町大字大塚四三六
〃	美柑康夫	西伯郡名和町大字大塚八三
〃	勝部信義	西伯郡名和町大字大塚一〇五二
〃	朝妻勇夫	西伯郡名和町大字大塚八二七
〃	金田千義	西伯郡名和町大字古御堂一六二
〃	鍋倉光司	西伯郡名和町大字古御堂四〇六
〃	監事 杉原尚禮	西伯郡名和町大字富長七一
〃	〃 桑本丞章	西伯郡名和町大字高田四九一
〃	〃 古村栄市	西伯郡名和町大字押平一五六

鳥取県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 井 勲 東伯郡赤碕町大字竹内三七二

平成九年九月十六日退任

鳥取県告示第三十三号

鳥取市が行う土地改良事業に係る円通寺地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

岩美町が行う土地改良事業に係る高住地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十五号

若桜町が行う土地改良事業に係る浅井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

中山町が行う土地改良事業に係る大和田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成十年一月二十七日

鳥取県公安委員長 松 本 敏

申請者	氏名又は名称	豊丸産業株式会社				
	住所	名古屋市中村区長戸井町三丁目12				
遊技機の種類	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C Rモーター原子人T	豊丸産業株式会社	700352	平成10年1月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社ソフニア				
	住所	桐生市境野町七丁目201				
遊技機の種類	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C R花満伝説Z	株式会社ソフニア	700396	平成10年1月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社大同				
	住所	日進市浅田町平子4-1026				
遊技機の種類	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	フナイバー安全運ちゃんDGP	株式会社大同	700388	平成10年1月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	木暮佳一郎				
	住所	日進市浅田町平子4-1026				
遊技機の種類	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	フナイバー安全運ちゃんDGP	株式会社大同	700388	平成10年1月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	エレクトロコインジャパン株式会社	
	住所	東京都港区芝四丁目2-3	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ダイージェーブロー	エレクトロコインジャパン株式会社
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	740331	平成10年1月27日から3年間
申請者	氏名又は名称	株式会社オリンピア	
	住所	東京都台東区東上野二丁目11-7	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ピーキッズクラブ	株式会社オリンピア
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	740334	平成10年1月27日から3年間

申請者	氏名又は名称	大東音響株式会社	
	住所	大阪市浪速区元町一丁目5-7	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ワンワンハウスA	大東音響株式会社
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	検定番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	740296	平成10年1月27日から3年間

  

<b>公 告</b>			
鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、平成9年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。			
平成10年1月27日			
鳥取県知事 西 尾 昌 次			
1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程			
日 時	講 習 の 課 程	場 所	
平成10年2月17日（火） 午前9時20分から	広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項 広告物の施工に関する事項	鳥取市永楽温泉町565 ホームプスターとっとり	

- 2 受講申込書の受付期間  
平成10年1月19日(月)から同年2月6日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)。なお、郵送による場合は、平成10年2月6日(金)までに到着したものに限り受け付ける。
  - 3 受講申込書の提出先  
鳥取県土木部都市計画課又は各土木事務所維持管理課(持参又は郵送によること。)
  - 4 受講手数料及び納付方法  
受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙よう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
  - 5 講習の課程の一部免除  
鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年10月鳥取県規則第50号)第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。
  - 6 その他  
詳細については、下記に問い合わせること。
- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 鳥取県土木部都市計画課     |                 |
| 鳥取市東町一丁目220     | 電話 0857-26-7364 |
| 鳥取県鳥取土木事務所維持管理課 |                 |
| 鳥取市東町一丁目271     | 電話 0857-26-7653 |
| 鳥取県郡家土木事務所維持管理課 |                 |
| 八頭郡郡家町大字郡家110   | 電話 0858-72-3857 |
| 鳥取県倉吉土木事務所維持管理課 |                 |
| 倉吉市東蔵城町2        | 電話 0858-23-3217 |
| 鳥取県米子土木事務所維持管理課 |                 |
| 米子市糺町一丁目160     | 電話 0859-31-9712 |
| 鳥取県根雨土木事務所維持管理課 |                 |

日野郡日野町根雨140-1

電話 0859-72-2046